（東京高等検察庁検事）同　大山　輝幸
仙台高等検察庁検事に配置換する
仙台高等検察庁総務部長を命ずる
法務教官（法務総合研究所仙台支所教官）に併任する
（同）同　山田　忠宏
仙台高等検察庁検事に配置換する
仙台高等検察庁刑事部長を命ずる
（仙台高等検察庁総務部長兼法務総合研究所仙台支所教官）
検事兼法務教官　海保　一恵
仙台地方検察庁検事に配置換する
仙台地方検察庁次席検事を命ずる
法務教官（法務総合研究所仙台支所教官）の併任を解除する
（千葉地方検察庁検事）検事　宮上　泰明
東京地方検察庁検事に配置換する
（東京地方検察庁立川支部検事）同　奥江　隆太
東京地方検察庁立川支部勤務を免ずる
（最高検察庁検事）同　西村　朗太
辞職を承認する（以上七月十日）

最高裁判所

東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事　西岡　慶記
最高裁判所事務総局経理局主計課長を免ずる
東京高等裁判所判事に補する
同　中嶋　邦人
最高裁判所事務総局経理局主計課長を命ずる
大阪地方裁判所判事補兼大阪簡易裁判所判事
家庭裁判所判事補・大阪簡易裁判所判事
山口家庭裁判所判事補に補する
山口家庭裁判所宇部支部勤務を命ずる
兼ねて山口地方裁判所宇部支部勤務を命ずる
宇部簡易裁判所判事に補する
福岡簡易裁判所判事　吉田　開
久留米簡易裁判所判事に補する（以上七月八日）
中村　光隆

○定年退官
簡易裁判所判事出口曜資は七月七日限り定年退官
判事兼簡易裁判所判事濱口浩は七月十日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、フランスの国祭日につき、七月十三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

消防庁防災業務計画の修正要旨の公表について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第１項の規定に基づき、消防庁防災業務計画を修正したので、同条第２項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

令和８年７月15日

消防庁長官　大沢　博

消防庁防災業務計画の修正要旨

１　修正の要旨

消防庁は、災害対策基本法第34条第１項に基づく防災基本計画の修正等を踏まえ、消防庁防災業務計画について、所要の修正を行った。

２　施行年月日

令和８年７月15日

国営土地改良事業の工事完了の公告

下記に掲げる国営土地改良事業の工事は、令和８年３月31日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の３第３項の規定に基づき公告する。

令和８年７月15日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

国営南長沼土地改良事業（区画整理、農地造成）

国営美唄茶志内土地改良事業（区画整理、農地造成）

国家試験

第41回管理栄養士国家試験の施行

栄養士法（昭和22年法律第245号）第５条の２の規定に基づき、第41回管理栄養士国家試験を次のとおり施行する。

令和８年７月15日

厚生労働大臣　上野賢一郎

１　試験地　北海道、宮城県、埼玉県、東京都、愛知県、大阪府、岡山県、福岡県及び沖縄県

２　試験期日　令和９年２月28日（日曜日）

３　試験科目　管理栄養士国家試験の試験科目は、次のとおりである。

ア　社会・環境と健康
イ　人体の構造と機能及び疾病の成り立ち
ウ　食べ物と健康
エ　基礎栄養学
オ　応用栄養学
カ　栄養教育論
キ　臨床栄養学
ク　公衆栄養学
ケ　給食経営管理論

４　受験資格

⑴　修業年限が２年である栄養士養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後、次のアからオまでに掲げる施設において令和８年12月４日（金曜日）までに３年以上栄養の指導に従事した者

ア　寄宿舎、学校、病院等の施設であって、特定多数人に対して継続的に食事を供給するもの
イ　食品の製造、加工、調理又は販売を業とする営業の施設
ウ　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第１項に規定する各種学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園
エ　栄養に関する研究施設及び保健所その他の栄養に関する事務を所掌する行政機関
オ　アからエまでに掲げる施設のほか、栄養に関する知識の普及向上その他の栄養の指導の業務が行われる施設

⑵　修業年限が３年である栄養士養成施設（⑸に該当する養成施設を除く。）を卒業して栄養士の免許を受けた後、⑴のアからオまでに掲げる施設において令和８年12月４日（金曜日）までに２年以上栄養の指導に従事した者

⑶　修業年限が４年である栄養士養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後、⑴のアからオまでに掲げる施設において令和８年12月４日（金曜日）までに１年以上栄養の指導に従事した者

⑷　修業年限が４年である管理栄養士養成施設を卒業した者（令和９年３月10日（水曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

⑸　修業年限が３年である栄養士養成施設であって、栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律（昭和60年法律第73号）による改正前の栄養士法第５条の４第３号の指定を受けたものを卒業して栄養士の免許を受けた者

５　受験の手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類を提出すること。

ア　全ての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　栄養士法施行規則（昭和23年厚生省令第２号）第７号様式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

㋑　コンピューター入力カード

㋒　写真（縦６センチメートル、横４センチメートルとし、出願前６月以内に脱帽正面で撮影した上半身像であって、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの。）

イ　４の受験資格の⑴、⑵又は⑶に該当する者が提出する書類　受験資格別提出書類自己点検票、栄養士免許証の写し、卒業証書の写し又は卒業証明書及び実務証明書

なお、学位授与機構の認定する栄養学に関する専攻科の履修期間を有する者にあっては、履修証明書を提出すること。

ウ　４の受験資格の⑷に該当する者が提出する書類　受験資格別提出書類自己点検票、卒業証書の写し又は卒業証明書及び履修証明書

ただし、令和９年３月10日（水曜日）までに卒業する見込みの者は、卒業・履修見込証明書を提出すること。その場合、令和９年３月10日（水曜日）午後５時までに卒業・履修証明書を提出すること。